

# ◆連載

# いま留萌あらし

## ●留萌の警察

留萌の警察が一応官署としての体裁を整えたのは、明治二十年七月のことである。当時、留萌村戸長であった佐藤武次が増毛警察署留萌分署長警部補の辞令を受け、留萌分署が開設された。

当時は、増毛郡長が増毛警察署長を兼ね、各村戸長が分署長を兼ねるという具合に、行政事務と警察事務が一緒に行われていた。つまり、佐藤武次は行政的には戸長であり警察権の行使者としては留萌分署長であった。そして、戸長役場の吏員が巡査を兼ねていた。

これは、北海道初代長官として赴任した岩村通俊が、前の三県一局時代に膨張した行政機構を見なおし、現在で言う行政改革を断行したからにほかならない。つまり、明治十九年十二月、郡区の事務と役所ごとに警察署を配置し、

各郡区長を署長、郡区の書記を警部、警部補に兼任させ、巡査にも一般行政を補助させることとした。行政の経費節約からでたことながら、行政官が警察権をも行使するといふおそるべき事態を招いたのである。

この時代の留萌分署の分署長は二代伊山徳次郎、三代磯松平太郎であつた。しかし、この制度は行政権と司法権を一手に集中したために多くの弊害が目立つてしまつた。郡区長のなかにはこの二つの権利を利用して、私利私欲にはしるものが多かつたといふ。この結果、明治二十四年七月、道庁官制の一部改正を行い、専任の警察官の警察署長、分署長への道を開いた

更に、明治三十四年四月には郡区長、戸長の警察官兼任を廃止し、警察官専任への道を開いた。(写真)

留萌の警察分署は大正十年九月十六日に留萌警察署に昇

各郡区長を署長、郡区の書記

いた留萌分署も、明治二十四年八月に初めて専任の警察事務の取扱となり、分署長心得

年

年

年

<div data-bbox="750 4708 759 4717</div>
<div data-bbox